

令和4年度非常災害時の措置について（保存版）

災害発生や警報が発令された時、児童の生命安全を第一と考え、登校・下校について、次のような措置をとります。家庭でも、台風や大雨・地震などの発生時には、ラジオやテレビの情報を聞いて、次の要領にしたがって対処してください。学校への電話による問い合わせはご遠慮ください。

台風・集中豪雨など非常災害時

1 登校時に

- (1) 午前7時現在で、西宮市に『暴風警報』『大雨警報』のいずれかでも警報が発令された場合、児童は『家庭で待機』させてください。

※ 西宮市に「洪水警報」・「高潮警報」・「その他の警報」が発令された時、午前7時現在で解除されていない場合、校長が児童の安全を考慮して判断し、登校を見合わせる場合があります。

- (2) 午前9時までに、『警報が解除されない時』は、その日は、そのまま『臨時休業』とします。

- (3) 午前9時までに、『警報が解除された時』は、安全に気を付けて『登校』させてください。

※ この場合は、給食はありません。児童は午前中で下校します。

地震発生時（西宮市内で最大震度5弱以上の場合）

1 在宅中に （下校後から登校まで）

- ・下校後からその日の夜12時まで 翌日は臨時休業とします。
翌日が授業日でない場合は、この限りではありません。
- ・夜12時から登校まで その日は臨時休業とします。

2 登校時に

- ・揺れがおさまったら、学校または家のいずれか近い方に避難します。
- ・臨時休業とします。
- ・登校した児童は、保護者への引き渡しを行います。保護者のお迎えがあるまでは学校で待機します。

3 在校中

- ・授業を中止し、臨時休業にします。
- ・保護者への引き渡しを行います。保護者のお迎えがあるまでは学校で待機します。

4 校外での活動時

- ・揺れがおさまったら、安全な場所へ避難します。

その他

- (1) 上記の警報が発令された場合、及び『震度4以下の地震』の場合、発令・発生した時間帯や状況等を考慮の上、学校待機か下校かを判断し、「ミマモルメ」で一斉に連絡する場合があります。下校の場合は、学校より地区まで児童を引率します。ただし、一斉下校等において危険が伴うような場合、もしくは学校にいた方が安全であると判断した場合には『学校待機』とします。その後の対応については、『ミマモルメ』で連絡し、保護者または代理人（児童調査票に記入いただいている方）のお迎えをお願いします。※ミマモルメが作動しない場合は、学校HPをご覧ください。
- (2) 『ミマモルメ』に未加入の方は、登録のご協力をお願いいたします。登録手続きは、ミマモルメコールセンター（0570-081-300）へ連絡して行なってください。アドレス未登録等メールが届かない場合、コールセンターにお問い合わせください。登録料や一斉メール配信サービスの利用料は無料です。
- (3) 平成25年8月から運用が開始された「特別警報」につきましては、「警報」の規模をはるかに超える災害が起こるおそれがある場合に発令されます。非常に危険な状況にありますので、ただちに命を守る行動をおとりいただくとともに、「警報」発令時に準じてご対応願います。
- (4) 警報が解除になっても、通学路等に危険があると判断された時は登校させずに、家庭で待機させてください。家庭待機の時は、児童を外出させないでください。
- (5) 報道機関によっては、「兵庫県全域」「兵庫県南部」「阪神」を用いて報道する場合があります。必ず複数の媒体（気象庁HPや神戸海洋気象台、市町別の詳細情報が流されるNHKやサンテレビ、にしのみや防災ネット等）でのご確認をお願いいたします。
- (6) 必要に応じて、各地区連絡網で連絡を回すこともあります。ご協力をお願いします。